**一般競争入札公告**

社会福祉法人東雲会の発注する、水耕栽培設備事業において、以下のとおり一般競争入札を公告します。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉県福祉部福祉監査課「埼玉県契約事務の手引（R2.4.1改訂）」によるものとする。

令和２年６月２０日

事業主　社会福祉法人 東雲会

理事長　星野辰昭

|  |  |
| --- | --- |
| １入札対象事業 |  |
| (１)事業名称 | 水耕栽培設備事業 |
| (２)事業場所 | 埼玉県狭山市大字加佐志１３９番１ |
| (３)予定事業期間 | 契約締結日から　令和２年１１月１日 |
| (４)入札予定価格 | 公表しない |
| (５)事業概要 | ①５０㎡の訓練室において水耕栽培を行える設備②葉物野菜及び機能性野菜が概ね３０株/日以上収穫できる設備 |
| ２一般競争入札参加資格等確認申請書の提出 | 1. 提出期間：公告日から７月４日(土)の間　１０時～１７時
2. 提出方法：提出先に持参(持参前に電話連絡をお願いします)又は郵送
3. 提出書類：以下のとおり。なお、アは指定様式を使用すること

ア．一般競争入札参加資格等確認申請書(様式１)イ．法人登記簿謄本（登記事項証明書）※発行３ヶ月以内、写し可ウ．会社案内等エ．入札する物品等が仕様書(別紙)に適合することを確認できる書類オ．納入実績(件名、規模等)を証する契約書の写し等④申請書式配布方法：提出先に電話連絡の上、Ｅメールにて請求のこと。 |
| ３入札参加資格等確認通知書の発送 | 入札参加資格の確認結果は、令和２年７月６日(月）までに、参加資格が認められなかった者にのみ通知する。入札を辞退する場合は提出先に入札辞退書を提出することとする。 |
| ４設計図書 | 入札資格ありとした者に対して設備設置室の設計図書を随時発送する。なお、配布した設計図書は入札日に返却するものとする。現場説明会は実施しない。 |
| ５質疑 | 受付期間：令和２年６月２０日(土)～７月15日(水)提出方法：提出先にＥメールにて送付。　　　　　ただし、送付確認の電話連絡をすること。　　　　　(質疑書の様式は指定はなし)原本の提出：質疑書の原本は押印の上、入札時に提出すること。 |
| ６質疑回答 | 令和２年７月1５日(水)を質疑回答日とする。ただし、質疑内容によっては随時回答する。質疑及び回答は全ての入札参加者へＥメールにより情報提供する。 |
| ７入札日等 | 1. 日時：令和２年７月１７日(金)　14：00～(集合13：45)

場所：埼玉県狭山市入間川1-13-10　清陵館1021. 方法：入札書を社名入り封筒に入れ、厳封し、入札箱に投函する。

　　　(入札書の様式の指定はなし)1. 開札:入札後、直ちに開札する。
 |
| ８入札参加者の企業形態 | 単体企業とする。 |
| ９入札参加資格 | 1. 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
2. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
3. 本入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。また、役員等が暴力団及び暴力団構成員等と関係を有しないこと。
4. 当法人の理事及び監事が役員をしている法人でないこと。また、当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
5. 本事業地から９０分以内に本社又は支社がある者
6. 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設への納入実績がある者
7. 自社又はグループ会社で⑥の法に基づく事業を行っている者
 |
| 10最低制限価格 | 設定する(非公開) |
| 11入札保証金 | 免除とする |
| 12契約保証金 | 免除とする |
| 13落札者決定方法 | 1. 本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以下の金額者を落札者とする。再入札は２回までとする。
2. 初回入札に参加する者が１社のみの場合、１回のみ入札を行う。
3. 初回入札に参加しない者または前回の入札において最低制限価格を下回った者は、再入札に参加できない。
4. 再入札を行っても落札者がいない場合、ア及びイの場合に限り、下記の条件を満たした上で交渉による随意契約を行うものとする。
5. 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合。

(最低価格で入札した者が契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)1. 再入札に応じる者が１社のみとなった場合

[条件１]随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低　　　制限価格以上であること。[条件２]交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められない。[条件３]入札条件の変更は認められない。[条件４]契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が記名(捺印)すること。 |
| 14入札の詳細 |  |
| (１)入札参加代理人 | 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。委任者の印は法人にあってはその権限を有する者の印とし、代理人の印は認印でも差し支えない。(委任状の様式の指定はなし) |
| (２)入札書に記載する金　　　額　 | 　入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10(消費税)に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約請負金額とし、入札者は消費税抜きの金額により入札する。(入札書の様式の指定はなし) |
| (３)入札金額内訳書 | 　入札参加者は、入札当日に入札金額の内訳書を持参すること。また、初回落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再入札落札者または落札者がいない場合においておこなう随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。 |
| (４)入札辞退 | 入札を辞退するときは、入札辞退届を提出すること。（入札辞退届の様式の指定はなし） |
| (５)入札の無効 | 下記の各項目に該当する入札は無効とする。1. 入札に参加する資格のない者がした入札。
2. 郵便、電話及びＦＡＸ等により入札書を提出した者がした入札。
3. 不備な入札金額見積書を提出した者がした入札。
4. 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明したとき。
5. 虚偽の一般競争入札参加資格申請書を提出した者がした入札。
6. 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札。
7. 談合その他不正行為があったと認められる入札。
8. 次に掲げる入札をした者がした入札。
9. 入札書の押印のないもの。
10. 記載事項を修正した場合においては、その箇所に訂正印の押印のないもの。
11. 押印された印影が明らかでないもの。
12. 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項があきらかでないもの。
13. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
14. 他人の代理を兼ねた者がしたもの。
15. ２以上の入札書を提出した者、または２以上の者の代理をした者がしたもの。
16. 前項目に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札。
 |
| (６)落札者が同価格の場合の決定 | 　落札者とすべき同額の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。 |
| 15契約の時期 | 令和２年８月３日(月)　予定 |
| 16契約の保証 | 免除する |
| 17支払条件 | 第１回支払　契約金額の５０％　契約日から７日以内第２回支払　契約金額の残金　設備完了から７日以内 |
| 18その他遵守事項 | 入札参加者は、以下の各項目を順守すること。* 1. 埼玉県等の指示があった場合は従うこと。
	2. 一括下請けを行わないこと。
	3. 談合等不正行為を行わないこと。
 |
| 19提出先(問合わせ先) | 〒350-1305　埼玉県狭山市入間川1-13-10　清陵館102　国民生活向上委員会　電話：090-6120-7422　／　ＦＡＸ04-2968-6237　Ｅメール：shino-info@shinonome-kai.or.jp　担当者：星野　辰昭　問合せ時間：１０時～1７時 |